

旭川市再生可能エネルギー発電設備の設置等に関するガイドライン素案（概要版）

1. 目的

旭川市における再生可能エネルギー発電設備の設置及び運用に関し、事業者が主体的に遵守すべき事項、必要な手続き等を定めることにより、旭川市民の安全・安心、良好な景観及び自然環境を確保し、地域と共生する再生可能エネルギー事業を実現することを目的とする。

2. 対象

太陽光、風力、水力、地熱及びバイオマスを活用した事業に供する発電出力が10kw以上の発電設備

※ 電気事業法が、発電設備の出力が10kw未満のものは「一般用電気工作物」、10kw以上のもは「事業用電気工作物」とし、「事業用電気工作物」は厳格に規制していることから、同法と平仄を合わせるべく、対象を出力10kw以上とした。

※ 同一又は共同の関係にあると認められる設置者が、同時期若しくは近接した時期又は近接した場所に設置する発電設備の合算した発電出力が10kw以上となる場合を含む。また、新設のみならず、増設、大規模な改修等も含む。

3. ガイドラインで定める主な事項

1. 設置不可とする区域

① 法令上開発行為が厳しく制限されている区域、② 生活環境、景観、防災等の観点から、再生可能エネルギーの発電設備が設置されることにより、甚大な影響が想定される区域（ゾーニングにおける環境保全エリア）は、設置不可とする（中止、事業地の変更等を求める。）。

2. 設置にあたっての主な配慮事項

- (1) 発電設備の設置及び運用に伴う災害の防止
- (2) 生活環境の保全
- (3) 自然環境の保全
- (4) 良好な景観の保全

3. 発電設備の適切な管理

- (1) 発電設備の安全対策
- (2) 発電設備敷地内の除草及び清掃
- (3) 発電設備が破損した場合の対応
- (4) 発電事業が終了又は中止した場合の対応
- (5) 災害又は事故等が発生した場合の対応

4. ガイドラインに基づく事業フロー

